

租税に関する情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する
二重課税の回避のための日本国政府とガーナ政府との間の
協定の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	締結の意義	一
二	協定の内容	一
1	総則（第一章）	一
2	情報の交換（第二章）	一
3	二重課税の回避（第三章）	二
4	特別規定（第四章）	三
5	最終規定（第五章）	三
6	議定書	三
三	協定の実施のための国内措置	三

一 概説

1 協定の成立経緯

近年の世界経済の急速な減速に伴い、各国の税收確保の観点から、租税に関する透明性の確保に消極的とされる国及び地域との間で租税に関する情報交換の枠組みを整備し、及び拡充することの重要性が増している。このような情勢を踏まえ、政府は、租税に関する情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための協定を締結するため、平成二十二年（二十十年）十一月以降、ガーンジー政府との間で交渉を行ってきた。その結果、協定案文について最終的合意に達し、平成二十三年（二十十一年）十二月六日にロンドンにおいて、日本側在英国林大使とガーンジー側トロット首席大臣との間でこの協定の署名が行われた。

2 締結の意義

この協定は、我が国とガーンジーとの間で、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するため、租税に関する情報の交換を行うための詳細な枠組みを定めるとともに、我が国とガーンジーとの間の人的交流を促進する観点から、学生等特定の個人の所得についての課税の免除を規定するものである。この協定の締結により、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するための国際的な情報交換ネットワークが更に拡充されること等が期待される。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文十九箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す議定書から成り、その内容は、次のとおりである。

1 総則（第一章）

この協定における用語の一般的定義について規定している（第一条）。

2 情報の交換（第二章）

- (1) 両締約者が、自己の権限のある当局を通じて、次章及び第四章の規定の実施又は第四条に規定する租税に関する両締約者の法令の運用若しくは執行に関連する情報の交換を通じて支援を行うこと等について規定している（第二条）。
- (2) 情報の提供を要請された締約者又は要請に応じて情報を提供した締約者（以下「被要請者」という。）が提供する義務を負わない情報の範囲について規定している（第三条）。

- (3) 第二章の規定の対象となる租税の範囲について規定している（第四条）。
 - (4) 次のとおり、要請に基づく情報の交換について規定している（第五条）。
 - (イ) 被要請者の権限のある当局は、第二条に定める目的のため、被要請者が当該情報を自己の課税目的のために必要とするか否かを考慮することなく、また、調査の対象となる行為が被要請者の領域的管轄内において行われたとした場合にその法令の下において犯罪を構成するか否かを考慮することなく、要請に応じて情報を提供する。
 - (ロ) 被要請者は、自己の課税目的のために必要でないときであっても、要請された情報を情報の提供を要請する締約者（以下「要請者」という。）に提供するために必要な全ての関連する情報収集のための措置をとる。
 - (ハ) 各締約者は、自己が第二条に定める目的のため、かつ、第三条の規定の範囲内で、銀行等が有する情報及び法人等の所有に関する情報を要請に応じ自己の権限のある当局を通じて入手し、及び提供する権限を有することを確保する。
 - (ニ) 要請者の権限のある当局は、可能な限りの詳細を付してこの協定に基づく情報提供の要請を行うものとし、求める情報が第二条に定める目的に照らして当該要請と関連性を有することを示すため、被要請者の権限のある当局に対し、所定の情報を提供しなければならない。
 - (5) 被要請者内における租税に関する調査の際の要請者の権限のある当局の代表者による立会いについて規定している（第六条）。
 - (6) 被要請者の権限のある当局は、所定の場合に情報提供の要請を拒否することができること、この協定は、締約者に対し、営業上、事業上、産業上、商業上又は職業上の秘密等を明らかにするような情報を提供する義務を課するものではないこと等について規定している（第七条）。
 - (7) この協定に基づき両締約者の権限のある当局が提供し、及び受領した全ての情報は、秘密として取り扱うことについて規定するとともに、当該情報を開示する対象の範囲等について規定している（第八条）。
 - (8) 支援の提供において生じた費用の負担については、両締約者の権限のある当局の間で合意されることを規定している（第九条）。
- 3 二重課税の回避（第三章）
- (1) 第三章の規定の対象となる者の範囲について規定している（第十条）。

(2) 第三章の規定の対象となる租税の範囲について規定している（第十一条）。

(3) 第三章の規定において用いられる「締約者の居住者」に該当する個人について規定している（第十二条）。

(4) 政府職員の給与所得、元政府職員が受け取る年金等に対しては、政府職員の派遣元である一方の締約者においてのみ課税することができると等を規定している（第十三条）。

(5) 学生又は事業修習者が滞在する一方の締約者外から送金された生計費又は学費等については、当該一方の締約者において免税となることを規定している（第十四条）。

(6) 我が国及びガーンジーにおいては、いずれも外国税額控除方式により二重課税を除去することを規定している（第十五条）。

4 特別規定（第四章）

第三章の規定に適合しない課税についての申立て及び両締約者の権限のある当局の合意による問題の解決等について規定している（第十六条）。

5 最終規定（第五章）

(1) この協定中の章及び見出しについて規定している（第十七条）。

(2) 両締約者の政府は、この協定の効力発生のために必要とされる内部手続の完了を書面により相互に通知し、この協定は、双方の通知が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずること等について規定している（第十八条）。

(3) この協定の終了について規定している（第十九条）。

6 議定書

この協定の不可分の一部を成すものとして、被要請者の迅速な対応を確保するために被要請者の権限のある当局が行うことについて規定している。

三 協定の実施のための国内措置

この協定の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

